**令和７年度全国戦没者追悼式参列事業実施要綱**

１　趣　旨

　　８月１５日「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（昭和５７年４月１３日閣議決定）に、政府主催により　日本武道館で実施される全国戦没者追悼式に、県内に居住する今次大戦における戦没者や一般戦災死没者等の遺族の代表が参列し、全戦没者に対し追悼の誠を捧げて、遺族の心情を慰めるとともに、平和への誓いを新たにするため、この事業を実施する。

２　実施主体等

（１）実施主体　　福岡県

（２）協力団体　　一般財団法人　福岡県遺族連合会

３　この事業の実施にあたって必要な事項については、次に定めるとおりとする。

(1)実施期間　　令和７年８月１４日（木）～８月１５日（金）

(2)行 程 　 別紙「行程表」のとおり（変更の可能性あり）

(3)参列人員　　　名（うち遺族代表者　　　名、県職員　名、県遺族連合会　名）

※参列人員数は、国から示される各都道府県の枠数に応じて、別途決定する。（(6)経費等で定める補助区分の人員数も同様）

(4)遺族代表者の資格

①先の大戦における戦没者、一般戦災死没者及び原爆死没者の遺族で、本県に居住し

ている者

　②過去において、この事業に公的経費で参列したことのない者

　③この事業の全行程に十分耐えられる体力を有し、規律ある団体行動がとれる者

　 ④県内の遺族の代表者としてふさわしい者

(5)遺族代表者の選定方法等

【推薦者】①戦没者及び一般戦災死没者の遺族代表者:居住する各市町村長(援護担当課)

　　　　 ②原爆死没者の遺族代表者：保健医療介護部がん感染症疾病対策課長

【推薦方法】推薦者は、関係機関と協力して、上記(4)の資格を満たしているか十分確認した上で、遺族代表候補者を選出のこと。

　 　　　　　　別紙「遺族代表候補者推薦票」・「健康・参列状況申立書」「推薦順位

　　　　　　　一覧表」を「推薦に係る担当者報告書」に添えて、福岡県福祉労働部保護･

援護課長あてに、推薦（提出）するものとする。

※１８歳未満の遺族が参列する場合は、保護者の同行が必要。

【代表者決定通知】説明会開催通知とともに、推薦者及び遺族代表者に通知する。遺族代表者としなかった者に対しては推薦者からその旨を通知する。

【遺族代表者の取消】遺族代表者として決定後、健康上の理由又は遺族代表者として不適当な事由が生じた場合は、決定を取消し、推薦者及び本人に通知する。

(6)経費等　　①遺族代表者に対しては、旅費の一部を補助する。

　　　　　　　②遺族代表者の旅費の補助区分は、県において定める。

　　【国費補助】…厚生労働省　　名（軍人・軍属等　　名、原爆　名）

　　　　　　　　　総務省　名（一般戦災　名）

　　【県費補助】…　　名

　　【福岡県遺族連合会補助】…　　名

(7)その他　　この要綱に定めるもののほか、実施にあたっての細部については、別に

定めるものとする。